

大牟田市教育委員会第1回臨時会

1. 開催日時

令和元年7月2日(火) 13時25分～14時35分まで

2. 場 所

大牟田市教育委員会室

3. 出席者

安田教育長、山本委員、嶋田委員、東委員、笹井委員

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

中村事務局長、平野課長、富安調整監、楠生涯学習課青少年担当課長、大倉野生涯学習課長、徳川地域コミュニティ推進課長、徳永スポーツ推進室長、中野学校再編推進室長、平河学校教育課長、鷹尾学務課長、内野学務課主幹、吉富生涯学習課主査、村上総務課主査、古家学校再編推進室主査

6. 傍聴人

0名

7. 会議

13時25分、教育長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認及び変更の確認を行った。非公開の発議なく全案件を公開と決定された。

(審議事項)

議案第 3号 大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例及び条例施行規則の一部改正について【生涯学習課】

教育長 大牟田市多目的活動施設リフレスおおむた条例及び条例施行規則の一部改正についてお願いします。

市民協働部調整監 まずはお詫びを申し上げたいと思います。去る6月議会に市民協働部から提案を行いました条例改正についてでございます。条例など議会へ提案する議案につきましては、教育委員会の会議に諮り、ご意見などをいただき、議案を作成し、議会へ提案をするというような手続きでございます。

ところが、6月議会の2つの議案につきましては、この手順を踏んでおりませんでした。1つは、大牟田市多目的活動施設リフレスおおむた条例の一部を改正する条例の制定について、2つ目が消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての議案でございます。

まず、リフレスおおむたの条例の改正についてでございますけども、本日、資料を差し上げております、こちらの15ページをご覧ください。こちらに概要をお示ししておりますが、1点目としては、リフレスおおむたにあ

るバンガローに空調機の新設を行いました。これに伴って冷暖房料を徴収することになりました。徴収の金額は、中ほどに表がございますが、1棟1泊あたり864円の冷暖房料を徴収いたします。それから2点目が、下のほうに2.とありますが、消費税法等の一部改正による消費税等の税率の改正についてでございます。こちらのほうは、同じ資料の24ページをご覧ください。新旧対照表でございますが、右側改正案のとおり消費税の改正に伴って、使用料を改正するものでございます。こちらが、24、25、26ページにお示しをしているところでございます。

それからもう1つの条例案で、消費税に関する条例につきましては、別に資料を用意させていただいております、議案第7号にお示しをしております。1ページ目、市民協働部が所管するものとして、九つの条例を一括して、改正をする条例でございますが、教育委員会に関係するものとしたしましては、④大牟田市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設の開放に関する条例、⑥大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設条例、⑦大牟田市公民館条例の3つが教育委員会に関係するものでございます。

こちらにつきましては、資料5ページ以降に新旧対照表を付けております。いずれも右側の改正案のとおり改正をするという内容でございます。

今回は、これらの事項について、本来定められている手続きを踏まずに条例の改正について議会に提案を行いまして、既に議決をいただいているところでございます。

今後は、今回のようなことが無いようにきちんと定められた手続きを踏みながら事務を執行してまいります。

今回は、誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

教育長	何か質問はありませんか。
委員	8%を10%にするということですよ。
市民協働部調整監	はい、そうです。
教育長	他に質問はありませんか。 (なしとの声あり)
教育長	引き続き説明をお願いします。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ キャンプ場のバンガローについて空調設備の設置に伴い冷暖房料を徴収するに当たり条例の一部改正をしたため、関係規定の整備を図り、規則の一部改正を行ない様式の変更を行うこととしたこと

教育長	何か質問はありませんか。
委員	1点、質問します。

新旧対照表として添付いただいている3ページから4、5、6ページは、バンガローのところにある、冷暖房の「有・無」がもう付いているかと思うのですが、これは最初から付いているのですか。

青少年担当課長 7ページから10ページまでが、現行の分になります。11ページから14ページまでが、新旧対照表の改正案ということになります。

委員 お尋ねいたしますが、申請書、許可書には冷暖房が入り今日はそれだけとおっしゃったけど、15ページ以降の・・・冷暖房は、もう今年は使えるのですか。

青少年担当課長 はい、冷暖房の設置は済んでおりますので、今現在は利用希望があれば、使用可能です。施行そのものは、7月1日からになります。

委員 では、15ページ以降の金額で9月30日まで使えるのですか。

青少年担当課長 はい、冷房は9月30日までとなっております。

委員 冷房は7月1日から9月30日、暖房は12月1日から3月31日となっておりますが、それ以外の間の期間は、使えないのですか。

青少年担当課長 申し出があれば使えるようにしております。基本的には、7月1日から9月30日まではこの料金をいただきますということでございます。

それ以外の期間につきましては、申し出があれば、時季的に暑い期間等もありますので、864円で使えることとなります。

21ページ新旧対照表の中段の備考に5とあり、改正案に、「5 冷房又は暖房の利用期間は次のとおりとし、当該利用期間においては使用料に冷暖房料を加算する。ただし、当該利用期間以外の期間についても、利用者の申出により冷房又は暖房を利用できるものとし、利用する場合においては冷暖房料を加算する。」としています。

委員 参考までに教えていただきたいのですが、冷暖房料の864円は電気料金を基に算定しているのですか。

青少年担当課長 決定する際の検討材料は、いくつかありますが、まず1つは屋内宿泊使用料の冷暖房料が216円になります。

バンガローの定員が6名となっており、平均的に4人から5人ぐらいの利用があります、それとフルに使った場合の電気料です。それらを総合すると864円で十分赤字は出ないので、864円と設定させていただきました。

教育長 他に質問はありませんか。

無いようでしたら原案のとおり、承認してよろしいですか。

(承諾する旨の声あり)

教育長 それでは、承認します。

総務課長 もう1点、報告の追加をお願いします。

(報告事項)

大牟田市職員定数条例について【総務課】

教育長 大牟田市職員定数条例についてお願いします。

総務課主査 大牟田市職員定数条例について説明させていただく前に、本来でしたら本定数条例につきましても、2月の定例会で報告すべきことでしたが、7月臨時会で報告することになり、誠に申し訳ございません。
お詫び申し上げます。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 教育委員会事務局及び教育機関の配置すべき職員数については、今回、大牟田市職員定数条例を人事課が見直すことに伴い、教育委員会についても見直しを行うこと

教育長 何か質問はありませんか。

委員 必要な職員数というのは、定数や定員ということですか。

総務主査 はい、条例の定数となります。

委員 現行の条例定数というのは、83人になる前、118人で35人減ったということですか。

ですが、もともと教育委員会に平成30年10月には、55人しかいませんでした、だから、あと28人を再任用等で補っているということで理解していいでしょうか。

総務主査 はい、そのとおりでございます。

委員 では、今後の新しい必要な職員数である定数に合った状態になったということでしょうか。

総務主査 平成30年10月以降にも、学校の図書事務等の見直しや学校給食の委託化をしておりますので、実際の実員が必要な数は、条例定数よりも若干減っているという状況でございます。

委員 現段階では、何人ですか。実員と差を埋めてある「差(カ)」になるには、現在は、何人でしょうか。

総務主査 申し訳ございません、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど。

委員 では、実際は83人よりも少ないと。

総務主査 はい。

委員 今から35人減らさなければならないという訳ではないということですか。

総務主査 はい、平成27年度の条例定数118人から、現在、学校の図書事務員、給食調理員は、委託化・嘱託化で減っておりますので、必要な最低限の人員よりも、若干幅をもって上方に設定しているということでございます。

総務課長 条例定数イコール実員数にしている自治体もございます。

本市の場合は、若干実員との差がありながら、というようなことでございますので、教育委員会だけではなく、市長部局につきましても同じような、実員と条例定数に若干差があって、条例定数のほうが多くて、実員が少ないというような状況でございます。

委員 もう1点だけ、今おっしゃった実員は、正式な職員ですか。
総務主査 資料にあります実員は、正規職員です。
委員 差を埋めている「差（カ）」の部分が、臨時職員や再任用職員のこと
 で、その合計が必要な職員数である83人よりも今は少ないということ
 ですね。
総務主査 はい、そのとおりでございます。
教育長 他に質問はありませんか。
 無いようでしたらご理解いただいたものと考えてよろしいですか。
 （承諾する旨の声あり）

（協議事項）

1 大牟田市立学校適正規模・適正配置計画第2期実施計画（案）について【学校再編推進室】

教育長 大牟田市立学校規模・適正配置計画第2期実施計画（案）について
 お願いします。
学校再編室長 大牟田市立学校規模・適正配置計画第2期実施計画（案）について
 説明します。

（資料に基づき、以下の内容について説明及び報告）

- ・ これまでの大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会の答申を受けての教育委員会の取組みの経過や再編の方向性及び今後の対応

教育長 何か質問はありませんか。
委員 橘中学校は、道路・その他改修等の計画はありますか。
学校再編室長 橘中学校の施設整備ですけれども、校舎の増築と体育館の新築と既存校舎の改修を予定しております。
 通学路関係につきましては、再編の2年前に再編協議会を立ち上げますので、そこで通学路の安全対策ということで、地域を回りまして、その危険箇所については、警察、県、市のほうに要望を行いまして対応を検討してもらおうように考えております。
委員 手鎌小学校の再編は、どのようになりますか。
教育長 資料4が分かりやすいと思います。中間見直し後の中学校の再編の枠組みにより、まず第1段階が白光の明治校区と松原中が再編し、再編後の学校位置を白光中とします。次に第2段階として、第1段階で再編した白光と甘木（手鎌）が再編するという2段階で白光中の再編が行われることとなります。
 それから、歴木のほうは、まず第1段階で白光の白川校区と歴木が再編し、第2段階は、歴木と田隈の羽山台校区と三池校区が第1段階で再編した歴木と再編することとなります。

橘は、田隈の銀水校区と甘木の倉永校区が橘ということで、最終的に令和9年に新しくなります。

また、現行計画から3年伸びることになりますが、再編時期の分散化によりなだらかな計画となっています。

なお、本日の16時から、議会の所管委員会である市民教育厚生委員会に同じ資料で説明します。

あくまでもこれは、案ですので、最終的には、成案化を10月目途にしています。

10月下旬までに作成しないと11月から次年度の予算編成が始まりますし、第6次総合計画が作られますので、このようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

この7、8、9月の3ヶ月間で、様々な意見を聞きながら、進めてまいりたいと思います。

委員 通学距離が、6キロを超えると通学支援が必要になると説明がありましたが、3校案では、上内校区だけがその対象になるという説明があったと思います。

もし、3校案でいくのであれば、これが発生するのが令和7年度ということですか。

学校再編室長 令和9年度の橘の再編のときになります。

委員 それまでに、どのくらいの距離でというのをリサーチされるということですね。

前回、宮原のときも随分バスのこととかでご配慮があったと思うのですが、今後はバスが減ってくると思いましたので、お尋ねしました。

学校再編室長 通学支援については、路線バスでの補助を基本として、バスが使えないときはタクシーをという、宮原と同じような支援を考えております。

委員 もともとあった現計画の「全部の学校を一斉に再編する」という考え方というのは、もしかしたら、最初は、一斉にするほうがいいという考えだったのかもしれませんが、今回の説明を聞いて、やはり地域の方への説明もゆっくり時間をかけてできるし、準備期間が取れるのは、子どもたちの環境にもいいと思うので、このようなスケジュールになって良かったなという感想を持ちました。

教育長 議会には、この案で説明をさせていただきます。

繰り返しになりますが、これが最終計画ではございませんので。

教育長 他にご意見、ご質問はありませんか。

無いようでしたら、以上で第1回臨時会を終わります。

令和元年7月2日（火）

閉会 14時28分